

個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって

平成30年12月17日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、平成26年1月1日の特定個人情報保護委員会の発足後、今月末をもって満5年が経過することとなります。この間、平成28年1月1日に特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会が設置されました。また、改正個人情報保護法が全面施行された平成29年5月30日以降は、改正前の個人情報保護法では各主務大臣が有していた監督権限が、当委員会に一元化されました。これまで、当委員会では、個人情報保護法について、円滑な施行に取り組むとともに、法の規定に基づき監督を行い、併せて国際協力、広報・啓発、相談業務等にも取り組んできたところです。

今回、第一期目の終了に際し、これまで5年間の経緯を踏まえ、現下の状況を基に主な論点を取りまとめ、次期委員会への申し送りとして別添のとおり作成したところ、お知らせします。

【連絡先】
個人情報保護委員会事務局
（池田、丸山）
電話番号：03-6457-9763

個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって

1. 発足時の課題認識と5年間の歩み

- 独立行政委員会への監督権限一元化の意義を踏まえつつ、保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した法の執行
 - ・ 一元的なルール整備と情報発信
 - ・ パーソナルデータの活用の推進、名簿屋等の懸案への対応
 - ・ 国際協調の推進

2. 注目される状況の変化等

- 国際的な課題の共有、制度調和に関する議論の進展
 - ・ 日EU相互認証の進展、デジタルデータのフリーフロー等を巡る議論、AI・プラットフォーマーを巡る国際的な課題認識の広がり等
- 急激な技術の進展に伴う便益の向上とリスクの拡大
 - ・ SNSにおけるリスクの顕在化、漏えい被害の拡大
 - ・ AIやターゲティング広告技術の進化など、個人情報を高度に活用したシステム・サービスの急速な実用化
- データに対する規制の多様化
 - ・ GDPR等データに係る立法の動きの広がり
 - ・ データローカライゼーション・ガバメントアクセスなどの管理的規制の出現

3. 当委員会として注目されるポイント

- 個人データに関する個人の権利の在り方（開示、利用停止・削除等の検証 等）
- 漏えい報告の在り方
- 個人情報保護のための事業者における取組を促す仕組みの在り方
- データ利活用に関する施策の在り方
- ペナルティの在り方
- 法の域外適用の在り方
- 国際的制度調和への取組と越境移転の在り方